

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年2月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららテラス武蔵小杉  
川崎市中原区新丸子東三丁目1302番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発組合  
川崎市川崎区東田町8番地  
理事長 徳川 浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	ロクシタンジャポン株式会社	代表取締役 鷹野 志穂	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
②	株式会社パル	代表取締役 井上 隆太	東京都渋谷区神宮前六丁目12番22号 秋田ビル3階
③	株式会社アイシーエル	代表取締役 勝浦 清貴	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号

他計34者

(変更後)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	ロクシタンジャポン株式会社	代表取締役 長谷川 潤子	東京都千代田区麴町一丁目6番4号
②	株式会社ベリテ	代表取締役 ジャベリ・アルパン・キル ティクマール	横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
③	株式会社サザビーリーグ	代表取締役 角田 良太	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号

他計44者

- 4 変更の年月日  
令和5年4月1日 ほか
- 5 変更する理由  
小売業者に変更が生じたため
- 6 届出の年月日  
令和6年2月27日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当  
本庁舎9階
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和6年2月29日から令和6年6月29日の午前8時30分から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
令和6年6月29日  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当